

立川市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月13日

提出者 立川市長 清水庄平

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の公布による。

## 立川市一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の分限に関する条例（平成20年立川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(休職の期間)	
第3条 ……略……	第3条 ……略……
<u>2 前項の規定により定められた休職の期間が3年に満たない場合は、その休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。</u>	
<u>3 前2項の場合において、休職の処分を受けた職員が復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病又は負傷と同一のもの又は相当因果関係があると任命権者が認めるものにより休職の処分を受ける場合におけるその者の休職の期間は、当該復職前の直近の休職の期間（その期間の算定において、この項の規定により通算した休職の期間があるときは、当該通算した休職の期間を含む。）を通算して3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</u>	
<u>4 任命権者は、前3項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</u>	<u>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</u>
<u>5 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</u>	<u>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</u>
(失職の特例)	(失職の特例)
第5条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が公務上又は通勤途上の過失によるものであり、か	第5条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が公務上又は通勤途上の過失によるものであり、か

つ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、特に失職  
しないものとすることができます。

2

……略……

つ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、特に失職  
しないものとすることができます。

2

……略……

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。